

住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化を求める意見書

我が国においては空き家等が増える一方、高齢者、障がい者、低所得者、ひとり親家庭、外国人、刑務所出所者等における住居確保への配慮者は増えており、頻発する災害による被災者対応も急務となっている。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、家賃の支払いに悩む人が急増し、生活困窮者自立支援制度の住居確保給付金の支給決定件数は、今年4月から9月までの半年間で10万件を超え、昨年度1年間のおよそ26倍に上っている。

住まいは生活の重要な基盤であり、全世代型社会保障の基盤であり、住まいと暮らしの安心を確保する居住支援の強化は喫緊の課題となっている。

よって、政府におかれては、下記の事項を速やかに実施するよう、強く要望する。

記

- 1 住居確保給付金の支給期間（最長9か月）の延長と共に、支給上限額を近傍同種の住宅の家賃水準への引き上げなど、より使いやすい制度へ見直すこと。
- 2 令和2年度第二次補正予算において創設した、生活困窮者等への相談受付・住まい確保のための支援・住まい確保後の定着支援など、相談者の状況に応じた支援を可能とする、自立相談支援機関等の強化事業を来年度以降も継続的かつ全国で実施できるよう恒久化すること。
- 3 刑務所を出所した後の帰住先の調整がなかなかつかない高齢者や障がい者等に対し、保護観察所や更生保護施設等が、受刑中から支援を実施し、居住支援法人等と連携しながら適切な帰住先を確保するとともに、出所後も切れ目のない見守り支援を訪問型で行う事業を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

撰 津 市 議 会